

児童手当現況届の提出は

6月30日(火)までにお願ひします

現況届は、6月1日における受給者の状況を確認し、児童手当を引き続き受給することができるかを確認するためのものです。

現在、児童手当を受給している方が、令和2年6月以降も引き続き手当を受給するためには、現況届を提出していただく必要があります。対象の方へは役場から現況届を発送しておりますので、6月30日(火)までに役場子ども支援課へご提出ください。なお、この届の提出がなしと、6月分以降の手当が受けられなくなりますので、ご注意ください。

●児童手当制度について

次代の社会を担う児童の健やかな成長を支えることを目的とした制度です。

●支給対象となる児童

0歳から中学校卒業まで(15歳到達後最初の3月31日まで)の児童

●手当の月額

【所得制限限度額未満の方】

3歳未満 一律 15,000円

3歳以上小学校修了前(第1・2子) 10,000円

3歳以上小学校修了前(第3子以降) 15,000円

(※施設入所等児童については、一律 10,000円)

中学生 一律 10,000円

【所得制限限度額以上の方】

特例給付 一律 5,000円

●支給月 6月、10月、2月にそれぞれの前月分までを支給

●支給開始月 原則として、申請があった月の翌月から支給



◆問い合わせ先

子ども支援課 子ども支援担当 ☎0748-521-6585

日野町母子福祉のぞみ会さんからご寄付をいただきました

このたび、日野町母子福祉のぞみ会さんから、ひとり親家庭支援のために、10万円を寄付していただきました。いただいた寄付金は、ご厚志に沿って使わせていただきます。

ありがとうございました。



西大路自治会より公民館車を寄付していただきました

西大路自治会より西大路公民館へ公民館車を寄付していただき、4月21日(火)に贈呈式が行われました。西大路自治会長の若林正秀さんより町長へ公用車の鍵が手渡されました。

真新しい公用車には青色回転灯も設置され、公民館活動の他、地域の防犯パトロール等にも活躍します。



令和3年成人式

とき：令和3年1月10日(日)

式典開始：午前10時30分(受付：午前10時)

ところ：わたむぎホール虹
対象：平成12年4月2日～
平成13年4月1日
生まれの方

成人式実行委員募集

自分達の手で思い出っ
ぱいの温かい成人式をつく
ってみませんか。日野町で
は、新成人が成人式を企画・
運営しています。一生に一
度の晴れの舞台をコーデ
ィネットしてみようという新
成人を募集します。

【募集人員】 14～16名程度

(各公民館単位で男女各1名程度)

【募集期間】 8月31日(月)まで

応募いただける方は生涯学習課までご連絡ください。

【ふるさとで成人式を】町から転出された方で、日野町の成人式へ参加を希望される方は、生涯学習課までお申し込みください。

◆問い合わせ先・申し込み先

教育委員会事務局 生涯学習課 ☎0748-52-6566



統計調査員を募集しています

統計調査は、国や地域の社会経済の動きや国民生活の実態を知るために、欠かせない指標となります。

そのため、国勢調査をはじめとしたさまざまな統計調査が行われ、それらの調査の第一線で活躍していただくのが「統計調査員」です。

町では、統計調査員としてご協力いただける方を随時募集しています。



☆調査員のこと

調査票の配布や回収、回収した調査票の点検や整理などの仕事をさせていただきます。

☆登録していただける方

1. 満20歳以上の方
2. 責任を持って調査事務を遂行できる方
3. 秘密の保護に関して責任を担うことができる方
4. 警察・税務・選挙業務に直接関係のない方
5. 暴力団員でない方、または暴力団員と密接な関わりがない方

☆調査員になるには？

登録申請書を町に提出していただきます。詳細につきましては、役場3階企画振興課へお問い合わせください。

☆調査の報酬

統計調査ごとに定められた報酬が支払われます。調査の内容や受け持つ件数によって異なりますが、概ね2万円～6万円です。

☆調査の案内

調査を実施する1、2か月前に町からご案内します。

ご自身の都合に合わせて、調査業務の可否をお選びいただけますので、空いた時間を有効活用して調査を行っていただけます。

☆統計調査員の身分

統計調査員は、総務大臣や県知事から調査の都度任命される非常勤の公務員となり、守秘義務が課せられます。

なお、調査活動中に災害にあった場合は、公務災害補償が適用されます。

☆今年度の統計調査(予定)

- 「工業統計調査」 対象：製造業に属する事業所 実施期間：6月頃
- 「国勢調査」 対象：全町民 実施期間：9月から10月頃

◆問い合わせ先 企画振興課 企画人権担当 ☎0748-52-6552